

様式第十二

(表面)

<p>第 号</p> <p>臨床検査技師等に関する法律第 20 条 の 5 第 2 項の規定による身分証明書</p> <p>氏 名</p> <p>年 月 日生</p> <p>年 月 日発行</p> <p>都道府県 (保健所設置 回 市又は特別区)</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; flex-direction: column; justify-content: center; align-items: center;"> <p>写</p> <p>真</p> </div>
---	---

(裏面)

<p>臨床検査技師等に関する法律 (昭和 33 年法律第 76 号) 抜すい</p> <p>第 20 条の 5 都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、登録を受けた衛生検査所の開設者に対し、必要な報告を命じ、又はその職員に、その衛生検査所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を調査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第 1 項の権限は、犯罪捜査のため</p>	<p>に認められたものと解してはならない。</p> <p>第 24 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。</p> <p>四 第 20 条の 5 第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>注 保健所を設置する市又は特別区にあっては、臨床検査技師等に関する法律第 20 条の 3 第 1 項の規定により、前記都道府県知事の権限は市長又は区長が行うこととなっている。</p>
--	--